

## 【関係法令集】

### 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

(昭和44年12月9日法律第84号)

#### 第1章 総則

##### (趣旨)

**第1条** この法律は、労働保険の事業の効率的な運営を図るため、労働保険の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付の手続、労働保険事務組合等に関する必要な事項を定めるものとする。

##### (定義)

**第2条** この法律において「労働保険」とは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）による雇用保険（以下「雇用保険」という。）を総称する。

2 この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの（通貨以外のもので支払われるものであつて、厚生労働省令で定める範囲外のものを除く。）をいう。

3 賃金のうち通貨以外のもので支払われるものの評価に関し必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

4 この法律において「保険年度」とは、4月1日から翌年3月31日までをいう。

#### 第2章 保険関係の成立及び消滅

##### (保険関係の成立)

**第3条** 労災保険法第3条第1項の適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係（以下「保険関係」という。）が成立する。

**第4条** 雇用保険法第5条第1項の適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき雇用保険に係る保険関係が成立する。

##### (保険関係の成立の届出等)

**第4条の2** 前二条の規定により保険関係が成立した事業の事業主は、その成立した日から10日以内に、その成立した日、事業主の氏名又は名称及び住所、事業の種類、事業の行われる場所その他厚生労働省令で定める事項を政府に届け出なければならない。

2 保険関係が成立している事業の事業主は、前項

に規定する事項のうち厚生労働省令で定める事項に変更があつたときは、厚生労働省令で定める期間内にその旨を政府に届け出なければならない。

##### (保険関係の消滅)

**第5条** 保険関係が成立している事業が廃止され、又は終了したときは、その事業についての保険関係は、その翌日に消滅する。

##### 第6条 削除

##### (有期事業の一括)

**第7条** 二以上の事業が次の要件に該当する場合には、この法律の規定の適用については、その全部を一の事業とみなす。

- 一 事業主が同一人であること。
- 二 それぞれの事業が、事業の期間が予定される事業（以下「有期事業」という。）であること。
- 三 それぞれの事業の規模が、厚生労働省令で定める規模以下であること。
- 四 それぞれの事業が、他のいずれかの事業の全部又は一部と同時に行なわれること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める要件に該当すること。

##### (請負事業の一括)

**第8条** 厚生労働省令で定める事業が数次の請負によつて行なわれる場合には、この法律の規定の適用については、その事業を一の事業とみなし、元請負人のみを当該事業の事業主とする。

2 (略)

##### (継続事業の一括)

**第9条** 事業主が同一人である二以上の事業（有期事業以外の事業に限る。）であつて、厚生労働省令で定める要件に該当するものに関し、当該事業主が当該二以上の事業について成立している保険関係の全部又は一部を一の保険関係とすることにつき申請をし、厚生労働大臣の認可があつたときは、この法律の規定の適用については、当該認可に係る二以上の事業に使用されるすべての労働者は、これらの事業のうち厚生労働大臣が指定するいずれか一の事業に使用される労働者とみなす。この場合においては、厚生労働大臣が指定する一の事業以外の事業に係る保険関係は、消滅する。

### 第3章 労働保険料の納付の手続等

#### (労働保険料)

**第10条** 政府は、労働保険の事業に要する費用にあてるため保険料を徴収する。

2 前項の規定により徴収する保険料（以下「労働保険料」という。）は、次のとおりとする。

- 一 一般保険料
- 二 第一種特別加入保険料
- 三 第二種特別加入保険料
- 三の二 第三種特別加入保険料
- 四 印紙保険料
- 五 特例納付保険料

#### (一般保険料の額)

**第11条** 一般保険料の額は、賃金総額に次条の規定による一般保険料に係る保険料率を乗じて得た額とする。

2 前項の「賃金総額」とは、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額をいう。

3 前項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定める事業については、厚生労働省令で定めるところにより算定した額を当該事業に係る賃金総額とする。

#### (一般保険料に係る保険料率)

**第12条** 一般保険料に係る保険料率は、次のとおりとする。

- 一 労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあつては、労災保険率と雇用保険率（第5項（第10項又は第11項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第8項又は第9項の規定により変更されたときは、その変更された率。第4項を除き、以下同じ。）とを加えた率
- 二 労災保険に係る保険関係のみが成立している事業にあつては、労災保険率
- 三 雇用保険に係る保険関係のみが成立している事業にあつては、雇用保険率

2～11 (略)

**第12条の2** (略)

#### (第一種特別加入保険料の額)

**第13条** 第一種特別加入保険料の額は、労災保険法第34条第1項の規定により保険給付を受けることができることとされた者について同項第三号の給付基礎日額その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める額の総額にこれらの者に係る事業についての第

12条第2項の規定による労災保険率（その率が同条第3項の規定により引き上げ又は引き下げられたときは、その引き上げ又は引き下げられた率）と同一の率から労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去3年間の二次健康診断等給付に要した費用の額を考慮して厚生労働大臣の定める率を減じた率（以下「第一種特別加入保険料率」という。）を乗じて得た額とする。

#### (第二種特別加入保険料の額)

**第14条** 第二種特別加入保険料の額は、労災保険法第35条第1項の規定により労災保険の適用を受けることができることとされた者（次項において「第二種特別加入者」という。）について同条第1項第六号の給付基礎日額その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める額の総額に労災保険法第33条第三号の事業と同種若しくは類似の事業又は同条第五号の作業と同種若しくは類似の作業を行う事業についての業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害に係る災害率（労災保険法第35条第1項の厚生労働省令で定める者に関しては、当該同種若しくは類似の事業又は当該同種若しくは類似の作業を行う事業についての業務災害及び複数業務要因災害に係る災害率）、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣の定める率（以下「第二種特別加入保険料率」という。）を乗じて得た額とする。

2 (略)

#### (第三種特別加入保険料の額)

**第14条の2** 第三種特別加入保険料の額は、第三種特別加入者について労災保険法第36条第1項第二号において準用する労災保険法第34条第1項第三号の給付基礎日額その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める額の総額に労災保険法第33条第六号又は第七号に掲げる者が従事している事業と同種又は類似のこの法律の施行地内で行われている事業についての業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害に係る災害率、社会復帰促進等事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣の定める率（以下「第三種特別加入保険料率」という。）を乗じて得た額とする。

2 (略)

#### (概算保険料の納付)

**第15条** 事業主は、保険年度ごとに、次に掲げる労

働保険料を、その労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書に添えて、その保険年度の6月1日から40日以内(保険年度の中途に保険関係が成立したものについては、当該保険関係が成立した日(保険年度の中途に労災保険法第34条第1項の承認があつた事業に係る第一種特別加入保険料及び保険年度の中途に労災保険法第36条第1項の承認があつた事業に係る第三種特別加入保険料に関しては、それぞれ当該承認があつた日)から50日以内)に納付しなければならない。

一～三 (略)

第2項～第4項 (略)

#### 第15条の2～第17条 (略)

##### (概算保険料の延納)

**第18条** 政府は、厚生労働省令で定めるところにより、事業主の申請に基づき、その者が第15条から前条までの規定により納付すべき労働保険料を延納させることができる。

##### (確定保険料)

**第19条** 事業主は、保険年度ごとに、次に掲げる労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を、次の保険年度の6月1日から40日以内(保険年度の中途に保険関係が消滅したものについては、当該保険関係が消滅した日(保険年度の中途に労災保険法第34条第1項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料及び保険年度の中途に労災保険法第36条第1項の承認が取り消された事業に係る第三種特別加入保険料に関しては、それぞれ当該承認が取り消された日。第3項において同じ。)から50日以内)に提出しなければならない。

(以下省略)

2 有期事業については、その事業主は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を、保険関係が消滅した日(当該保険関係が消滅した日前に労災保険法第34条第1項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料に関しては、当該承認が取り消された日。次項において同じ。)から50日以内に提出しなければならない。

(以下省略)

3 事業主は、納付した労働保険料の額が前二項の労働保険料の額に足りないときはその不足額を、納

付した労働保険料がないときは前二項の労働保険料を、前二項の申告書に添えて、有期事業以外の事業にあつては次の保険年度の6月1日から40日以内(保険年度の中途に保険関係が消滅したものについては、当該保険関係が消滅した日から50日以内)に、有期事業にあつては保険関係が消滅した日から50日以内に納付しなければならない。

4～6 (略)

#### 第19条の2～第20条 (略)

##### (追徴金)

**第21条** 政府は、事業主が第19条第5項の規定による労働保険料又はその不足額を納付しなければならない場合には、その納付すべき額(その額に1000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)に100分の10を乗じて得た額の追徴金を徴収する。ただし、事業主が天災その他やむを得ない理由により、同項の規定による労働保険料又はその不足額を納付しなければならなくなった場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する労働保険料又はその不足額が1000円未満であるときは、同項の規定による追徴金を徴収しない。

3 (略)

##### (口座振替による納付等)

**第21条の2** 政府は、事業主から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による印紙保険料以外の労働保険料(以下この条において単に「労働保険料」という。)の納付(厚生労働省令で定めるものに限る。)をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実に認められ、かつ、その申出を承認することが労働保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

2 (略)

#### 第22条～第32条 (略)

### 第4章 労働保険事務組合

#### (労働保険事務組合)

**第33条** 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条の事業協同組合又は協同組合連合会その他の事業主の団体又はその連合団体(法人でない団体又は連合団体であつて代表者の定めがないも

のを除く。以下同じ。)は、団体の構成員又は連合団体を構成する団体の構成員である事業主その他厚生労働省令で定める事業主(厚生労働省令で定める数を超える数の労働者を使用する事業主を除く。)の委託を受けて、この章の定めるところにより、これらの者が行うべき労働保険料の納付その他の労働保険に関する事項(印紙保険料に関する事項を除く。以下「労働保険事務」という。)を処理することができる。

2 事業主の団体又はその連合団体は、前項に規定する業務を行なおうとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の認可を受けた事業主の団体又はその連合団体(以下「労働保険事務組合」という。)は、第1項に規定する業務を廃止しようとするときは、60日前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 厚生労働大臣は、労働保険事務組合がこの法律、労災保険法若しくは雇用保険法若しくはこれらの法律に基づく厚生労働省令(以下「労働保険関係法令」という。)の規定に違反したとき、又はその行うべき労働保険事務の処理を怠り、若しくはその処理が著しく不当であると認めるときは、第2項の認可を取り消すことができる。

#### (労働保険事務組合に対する通知等)

**第34条** 政府は、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託した事業主に対してすべき労働保険関係法令の規定による労働保険料の納入の告知その他の通知及び還付金の還付については、これを労働保険事務組合に対してすることができる。この場合において、労働保険事務組合に対してした労働保険料の納入の告知その他の通知及び還付金の還付は、当該事業主に対してしたものとみなす。

#### (労働保険事務組合の責任等)

**第35条** 第33条第1項の委託に基づき、事業主が労働保険関係法令の規定による労働保険料その他の徴収金の納付のため、金銭を労働保険事務組合に交付したときは、その金額の限度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとする。

2 労働保険関係法令の規定により政府が追徴金又は延滞金を徴収する場合において、その徴収について労働保険事務組合の責めに帰すべき理由がある

ときは、その限度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとする。

3 政府は、前二項の規定により労働保険事務組合が納付すべき徴収金については、当該労働保険事務組合に対して第27条第3項(労災保険法第12条の3第3項及び第31条第4項並びに雇用保険法第10条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該事業主から徴収することができる。

4 労働保険事務組合は、労災保険法第12条の3第2項の規定及び雇用保険法第10条の4第2項の規定の適用については、事業主とみなす。

#### (帳簿の備付け)

**第36条** 労働保険事務組合は、厚生労働省令で定めるところにより、その処理する労働保険事務に関する事項を記載した帳簿を事務所に備えておかなければならない。

#### 第5章 (略)

#### 第6章 雑則

##### (適用の特例)

**第39条** 都道府県及び市町村の行う事業その他厚生労働省令で定める事業については、当該事業を労災保険に係る保険関係及び雇用保険に係る保険関係ごとに別個の事業とみなしてこの法律を適用する。

2 (略)

#### 第40条 削除

##### (時効)

**第41条** 労働保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、これらを行行使することができる時から2年を経過したときは、時効によって消滅する。

2 政府が行なう労働保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知又は督促は、時効の更新の効力を生ずる。

#### 第42条 (略)

##### (立入検査)

**第43条** 行政庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、保険関係が成立し、若しくは成立していた事業の事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳

簿書類（その作成、備付け又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成、備付け又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### 第43条の2～第45条の2 (略)

### 第7章 罰則

#### 第46条 (略)

第47条 労働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

一 第36条の規定に違反して帳簿を備えておかず、又は帳簿に労働保険事務に関する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合

二 第42条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した場合

三 第43条第1項の規定による当該職員の問題に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第48条 法人（法人でない労働保険事務組合及び労働保険法第35条第1項に規定する団体を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない労働保険事務組合又は労働保険法第35条第1項に規定する団体を処罰する場合においては、その代表者が訴訟行為につきその労働保険事務組合又は団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(以下省略)

## 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則

(昭和47年3月31日労働省令第8号)

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則を次のように定める。

### 第1章 総則

#### (事務の所轄)

第1条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「法」という。）の規定による労働保険に関する事務（以下「労働保険関係事務」という。）は、第36条の規定により官署支出官（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第1条第二号に規定する官署支出官をいう。以下同じ。）が行う法第19条第6項及び第20条第3項の規定による還付金の還付に関する事務を除き、次の区分に従い、都道府県労働局長並びに労働基準監督署長及び公共職業安定所長が行う。

(以下省略)

2 労働保険関係事務のうち、法第33条第2項、第3項及び第4項の規定による事務は、事業主の団体若しくはその連合団体又は労働保険事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長が行う。

3 (略)

#### 第2条 (略)

#### (通貨以外のもので支払われる賃金の範囲及び評価)

第3条 法第2条第2項の賃金に算入すべき通貨以外のもので支払われる賃金の範囲は、食事、被服及び住居の利益のほか、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長の定めるところによる。

### 第2章 保険関係の成立及び消滅

#### (保険関係の成立の届出)

第4条 法第4条の2第1項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業の名称
- 二 事業の概要

- 三 事業主の所在地
- 四 事業に係る労働者数
- 五 事業の期間が予定される事業（以下「有期事業」という。）にあっては、事業の予定される期間
- 六～八（略）

2 法第4条の2第1項の規定による届出は、所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出することによって行わなければならない。

#### （変更事項の届出）

**第5条** 法第4条の2第2項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地
- 二 事業の名称
- 三 事業の行われる場所
- 四 事業の種類
- 五 有期事業にあっては、事業の予定される期間

2 法第4条の2第2項の届出は、前項各号に掲げる事項に変更を生じた日の翌日から起算して10日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を所轄労働基準監督署長又は所轄公共職業安定所長に提出することによって行わなければならない。

- 一 労働保険番号
- 二 変更を生じた事項とその変更内容
- 三 変更の理由
- 四 変更年月日

3 （略）

#### （有期事業の一括）

**第6条** 法第7条第3号の厚生労働省令で定める規模以下の事業は、次の各号に該当する事業とする。

- 一 当該事業について法第15条第2項第一号又は第二号の労働保険料を算定することとした場合における当該労働保険料の額に相当する額が160万円未満であること。
- 二 立木の伐採の事業にあっては、素材の見込生産量が千立方メートル未満であり、立木の伐採の事業以外の事業にあっては、請負金額が1億8,000万円未満であること。

2 法第7条第五号の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 それぞれの事業が、労災保険に係る保険関

係が成立している事業のうち、建設の事業であり、又は立木の伐採の事業であること。

二 それぞれの事業が、事業の種類（別表第一に掲げる事業の種類をいう。以下同じ。）を同じくすること。

三 それぞれの事業に係る労働保険料の納付の事務が一の事務所で取り扱われること。

3 法第7条の規定により一の事業とみなされる事業に係るこの省令の規定による事務については、前項第3号の事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長及び労働基準監督署長を、それぞれ、所轄都道府県労働局長及び所轄労働基準監督署長とする。

#### （元請負人をその請負に係る事業の事業主とする事業）

**第7条** 法第8条第1項の厚生労働省令で定める事業は、労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業とする。

**第8条～第9条** （略）

#### （継続事業の一括）

**第10条** 法第9条の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 それぞれの事業が、次のいずれか一のものに該当するものであること。
  - イ 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち法第39条第1項の規定に係る事業
  - ロ 雇用保険に係る保険関係が成立している事業のうち法第39条第1項の規定に係る事業
  - ハ 一元適用事業であって労災保険及び雇用保険に係る保険関係が成立しているもの
- 二 それぞれの事業が、事業の種類を同じくすること。

2～4 （略）

### 第3章 労働保険料の納付の手続等

**第11条～第61条** （略）

### 第4章 労働保険事務組合

#### （委託事業主の範囲）

**第62条** 法第33条第1項の厚生労働省令で定める事業主は、同項に規定する事業主の団体の構成員又はその連合団体を構成する団体の構成員である事業主

以外の事業主であつて、当該事業主に係る労働保険事務の処理を当該事業主の団体又はその連合団体に委託することが必要であると認められるものとする。

2 法第33条第1項の厚生労働省令で定める数を超える数の労働者を使用する事業主は、常時三百人(金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人)を超える数の労働者を使用する事業主とする。

3 労働保険事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長は、必要があると認めるときは、当該労働保険事務組合に対し、当該労働保険事務組合が労働保険事務の処理の委託を受けることができる事業の行われる地域について必要な指示をすることができる。

#### (認可の申請)

**第63条** 法第33条第2項の認可を受けようとする事業主の団体又はその連合団体は、次に掲げる事項を記載した申請書をその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

一～四 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 定款、規約等団体又はその連合団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類(団体が法人であるときは、登記事項証明書を含む。)
- 二 労働保険事務の処理の方法を明らかにする書類
- 三 最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書等資産の状況を明らかにする書類

#### (委託等の届出)

**第64条** 労働保険事務組合は、労働保険事務の処理の委託があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

一～五 (略)

2 労働保険事務組合は、労働保険事務の処理の委託の解除があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

一～五 (略)

#### (変更の届出)

**第65条** 労働保険事務組合は、第63条第1項の申請書又は同条第2項第一号若しくは第二号に掲げる書類に記載された事項に変更を生じた場合には、その変更があつた日の翌日から起算して十四日以内に、その旨を記載した届書をその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

#### (業務の廃止の届出)

**第66条** 法第33条第3項の届出は、届書を労働保険事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出することによつて行わなければならない。

#### (認可の取消し)

**第67条** 法第33条第4項の規定による認可の取消しは、当該労働保険事務組合に対して文書をもつて行なうものとする。

2 労働保険事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長は、労働保険事務組合の認可の取消しがあつたときは、その旨を、当該労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している事業主に通知しなければならない。

#### (帳簿の備付け)

**第68条** 法第36条の規定により労働保険事務組合が備えておかなければならない帳簿は、次のとおりとする。

一 労働保険事務の処理を委託している事業主ごとに次に掲げる事項を記載した労働保険事務等処理委託事業主名簿

イ～ハ (略)

二 労働保険事務の処理を委託している事業主ごとに次に掲げる事項を記載した労働保険料等徴収及び納付簿

イ～ハ (略)

三 雇用保険に係る保険関係が成立している事業にあつては、労働保険事務の処理の委託をしている事業主ごとに次に掲げる事項を記載した雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿

イ～二 (略)

#### (管轄の特例)

**第69条** 労働保険事務組合にその処理を委託された労働保険事務(雇用保険法施行規則第1条の雇用保険に関する事務を除く。)については、当該労働保険事務組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府

県労働局長及び公共職業安定所長並びに都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官（労働保険事務組合であつて、事業主から処理を委託される労働保険事務が労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち法第39条第1項の規定に係る事業及び労災保険法第35条第1項の承認に係る団体（以下「労災二元適用事業等」という。）のみに係るものについては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長及び労働基準監督署長並びに都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴収官）を、それぞれ、所轄都道府県労働局長及び所轄公共職業安定所長並びに所轄都道府県労働局歳入徴収官（労働保険事務組合であつて、事業主から処理を委託される労働保険事務が労災二元適用事業等のみに係るものについては、所轄都道府県労働局長及び所轄労働基準監督署長並びに所轄都道府県労働局歳入徴収官）とする。

## 第5章 雑則

### （適用の特例を受ける事業）

**第70条** 法第三十九条第一項の厚生労働省で定める

事は、次のとおりとする。

- 一 都道府県に準ずるもの及び市町村に準ずるもの  
の行う事業
- 二 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第二  
条第二号の港湾運送の行為を行う事業
- 三 雇用保険法附則第二条第一項各号に掲げる 事  
業
- 四 建設の事業

**第71条**（略）

### （書類の保存義務）

**第72条** 事業主若しくは事業主であつた者又は労働  
保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団  
体は、法又はこの省令による書類を、その完結の日  
から3年間（第68条第3号の帳簿にあつては、4年  
間）保存しなければならない。

### （事業主の代理人）

**第73条** 事業主は、あらかじめ代理人を選任した場合  
には、この省令によって事業主が行わなければならない事項を、その代理人に行わせることができる。

2 （略）

**第74条～第80条** （略）

## 雇用保険法

（昭和49年12月28日法律116号）

### 第1章 （略）

### 第2章

#### （適用事業）

**第5条** この法律においては、労働者が雇用される  
事業を適用事業とする。

2 （略）

**第6条～第9条** （略）

### 第3章～第8章 （略）

#### 附則

#### （施行期日）

**第1条** （略）

#### （適用範囲に関する暫定措置）

**第2条** 次の各号に掲げる事業（国、都道府県、市町  
村その他これらに準ずるものの事業及び法人である  
事業主の事業（事務所に限る。）を除く。）であつて、  
政令で定めるものは、当分の間、第五条第一項の規  
定にかかわらず、任意適用事業とする。

- 一 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽  
培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
- 二 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは  
養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業  
（船員が雇用される事業を除く。）  
（以下省略）

## 労働者災害補償保険法

（昭和22年4月7日法律第50号）

### 第1章 総則

#### （目的）

**第1条** 労働者災害補償保険は、業務上の事由、事業  
主が同一人でない二以上の事業に使用される労働者  
（以下「複数事業労働者」という。）の二以上の事業  
の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負  
傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保  
護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、  
業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業  
務を要因とする事由又は通勤により負傷し、又は疾  
病にかかつた労働者の社会復帰の促進、当該労働者  
及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保  
等を図り、もつて労働者の福祉の増進に寄与するこ  
とを目的とする。



(保険者)

**第2条** 労働者災害補償保険は、政府が、これを管掌する。

**第2条の2** (略)

**第3条** この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。

2 (略)

**第4条～第5条** (略)

**第3章～第4章** (略)

**第4章の2 特別加入**

(特別加入者)

**第33条** 次の各号に掲げる者(第二号、第四号及び第五号に掲げる者にあつては、労働者である者を除く。)の業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害に関しては、この章に定めるところによる。

- 一 厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業(厚生労働省令で定める事業を除く。第七号において「特定事業」という。)の事業主で徴収法第33条第3項の労働保険事務組合(以下「労働保険事務組合」という。)に同条第1項の労働保険事務の処理を委託するものである者(事業主が法人その他の団体であるときは、代表者)
- 二 前号の事業主が行う事業に従事する者
- 三 厚生労働省令で定める種類の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者
- 四 前号の者が行う事業に従事する者
- 五 厚生労働省令で定める種類の作業に従事する者
- 六 この法律の施行地外の地域のうち開発途上にある地域に対する技術協力の実施の事業(事業の期間が予定される事業を除く。)を行う団体が、当該団体の業務の実施のため、当該開発途上にある地域(業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害に関する保護制度の状況その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める国の地域を除く。)において行われる事業に従事させるために派遣する者
- 七 この法律の施行地内において事業(事業の期間が予定される事業を除く。)を行う事業主が、この法律の施行地外の地域(業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害に関する保護制

度の状況その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める国の地域を除く。)において行われる事業に従事させるために派遣する者(当該事業が特定事業に該当しないときは、当該事業に使用される労働者として派遣する者に限る。)

(中小事業主等の特別加入)

**第34条** 前条第一号の事業主が、同号及び同条第二号に掲げる者を包括して当該事業について成立する保険関係に基づきこの保険による業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害に関する保険給付を受けることができる者とするにつき申請をし、政府の承認があつたときは、第3章第1節から第3節まで及び第3章の2の規定の適用については、次に定めるところによる。

- 一 前条第一号及び第二号に掲げる者は、当該事業に使用される労働者とみなす。
- 二 前条第一号又は第二号に掲げる者が業務上負傷し、若しくは疾病にかかつたとき、その負傷若しくは疾病についての療養のため当該事業に従事することができないとき、その負傷若しくは疾病が治つた場合において身体に障害が存するとき、又は業務上死亡したときは、労働基準法第75条から第77条まで、第79条及び第80条に規定する災害補償の事由が生じたものとみなす。
- 三 前条第一号及び第二号に掲げる者の給付基礎日額は、当該事業に使用される労働者の賃金の額その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める額とする。
- 四 前条第一号又は第二号に掲げる者の事故が徴収法第10条第2項第二号の第一種特別加入保険料が滞納されている期間中に生じたものであるときは、政府は、当該事故に係る保険給付の全部又は一部を行わないことができる。これらの者の業務災害の原因である事故が前条第一号の事業主の故意又は重大な過失によつて生じたものであるときも、同様とする。
  - 2 前条第一号の事業主は、前項の承認があつた後においても、政府の承認を受けて、同号及び同条第二号に掲げる者を包括して保険給付を受けることができる者としなければならないことができる。
  - 3 政府は、前条第一号の事業主がこの法律若しくは徴収法又はこれらの法律に基づく厚生労働省令

の規定に違反したときは、第1項の承認を取り消すことができる。

4 前条第一号及び第二号に掲げる者の保険給付を受ける権利は、第2項の規定による承認又は前項の規定による第1項の承認の取消しによつて変更されない。これらの者が同条第一号及び第二号に掲げる者でなくなつたことによつても、同様とする。

#### (一人親方等の特別加入)

**第35条** 第33条第三号に掲げる者の団体又は同条第五号に掲げる者の団体が、当該団体の構成員である同条第三号に掲げる者及びその者に係る同条第四号に掲げる者又は当該団体の構成員である同条第五号に掲げる者の業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害（これらの者のうち、住居と就業の場所との間の往復の状況等を考慮して厚生労働省令で定める者にあつては、業務災害及び複数業務要因災害に限る。）に関してこの保険の適用を受けることにつき申請をし、政府の承認があつたときは、第3章第1節から第3節まで（当該厚生労働省令で定める者にあつては、同章第1節から第2節の2まで）、第3章の2及び徴収法第2章から第6章までの規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該団体は、第3条第1項の適用事業及びその事業主とみなす。

二 当該承認があつた日は、前号の適用事業が開始された日とみなす。

三 当該団体に係る第33条第三号から第五号までに掲げる者は、第一号の適用事業に使用される労働者とみなす。

四 当該団体の解散は、事業の廃止とみなす。

五 前条第1項第二号の規定は、第33条第三号から第五号までに掲げる者に係る業務災害に関する保険給付の事由について準用する。この場合において、同号に掲げる者に関しては、前条第1項第二号中「業務上」とあるのは「当該作業により」と、「当該事業」とあるのは「当該作業」と読み替えるものとする。

六 第33条第三号から第五号までに掲げる者の給付基礎日額は、当該事業と同種若しくは類似の事業又は当該作業と同種若しくは類似の作業を行う事業に使用される労働者の賃金の額その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める額とする。

七 第33条第三号から第五号までに掲げる者の事故が、徴収法第10条第2項第三号の第二種特別加入保険料が滞納されている期間中に生じたものであるときは、政府は、当該事故に係る保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

2 一の団体に係る第33条第三号から第五号までに掲げる者として前項第三号の規定により労働者とみなされている者は、同一の種類の事業又は同一の種類の作業に関しては、他の団体に関し重ねて同号の規定により労働者とみなされることはない。

3 第1項の団体は、同項の承認があつた後においても、政府の承認を受けて、当該団体についての保険関係を消滅させることができる。

4 政府は、第1項の団体がこの法律若しくは徴収法又はこれらの法律に基づく厚生労働省令の規定に違反したときは、当該団体についての保険関係を消滅させることができる。

5 第33条第三号から第五号までに掲げる者の保険給付を受ける権利は、同条第三号又は第五号に掲げる者が第一項の団体から脱退することによつて変更されない。同条第三号から第五号までに掲げる者がこれらの規定に掲げる者でなくなつたことによつても、同様とする。

#### (海外派遣者の特別加入)

**第36条** 第33条第六号の団体又は同条第七号の事業主が、同条第六号又は第七号に掲げる者を、当該団体又は当該事業主がこの法律の施行地内において行う事業（事業の期間が予定される事業を除く。）についての保険関係に基づきこの保険による業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害に関する保険給付を受けることができる者とするにつき申請をし、政府の承認があつたときは、第3章第1節から第3節まで及び第3章の2の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 第33条第六号又は第七号に掲げる者は、当該事業に使用される労働者とみなす。

二 第34条第1項第二号の規定は第33条第六号又は第七号に掲げる者に係る業務災害に関する保険給付の事由について、同項第三号の規定は同条第六号又は第七号に掲げる者の給付基礎日額について準用する。この場合において、同項第二号中「当該事業」とあるのは、「第33

条第六号又は第七号に規定する開発途上にある地域又はこの法律の施行地外の地域において行われる事業」と読み替えるものとする。

三 第33条第六号又は第七号に掲げる者の事故が、徴収法第10条第2項第三号の二の第三種特別加入保険料が滞納されている期間中に生じたものであるときは、政府は、当該事故に係る保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

2 第34条第2項及び第3項の規定は前項の承認を受けた第33条第六号の団体又は同条第七号の事業主について、第34条第4項の規定は第33条第六号又は第七号に掲げる者の保険給付を受ける権利について準用する。この場合において、これらの規定中「前項の承認」とあり、及び「第1項の承認」とあるのは「第36条第1項の承認」と、第34条第2項中「同号及び同条第二号に掲げる者を包括して」とあるのは「同条第六号又は第七号に掲げる者を」と、同条第4項中「同条第一号及び第二号」とあるのは「第33条第六号又は第七号」と読み替えるものとする。

#### (厚生労働省令への委任)

**第37条** この章に定めるもののほか、第33条各号に掲げる者の業務災害、複数業務要因災害及び通勤災害に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(以下省略)

### 労働者災害補償保険法施行規則

(昭和30年9月1日労働省令第22号)

#### 第1章 総則

##### (事務の所轄)

**第1条** 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「法」という。）第34条第1項第三号（法第36条第1項第二号において準用する場合を含む。）、第35条第1項第六号及び第49条の3第1項に規定する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、法第49条の3第1項の規定による権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

2 労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に関する事務（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部

を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和44年法律第85号。以下「整備法」という。）及び賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）に基づく事務並びに厚生労働大臣が定める事務を除く。）は、厚生労働省労働基準局長の指揮監督を受けて、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（事業場が二以上の都道府県労働局長の管轄区域にまたがる場合には、その事業の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長）（以下「所轄都道府県労働局長」という。）が行う。

3 (略)

##### (一括有期事業に係る事務の管轄)

**第2条** 徴収法第7条の規定により一の事業とみなされる事業に係る労災保険に関する事務（徴収法及び整備法に基づく事務を除く。）については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）第6条第2項第三号の事務所の所在地を管轄する等道府県労働局長及び労働基準監督署長を、それぞれ所轄都道府県労働局長及び所轄労働基準監督署長とする。

##### (事業主の代理人)

**第3条** 事業主（徴収法第8条第1項又は第2項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあっては、当該元請負人。以下同じ。）は、あらかじめ代理人を選任した場合には、この省令及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）の規定によって事業主が行わなければならない事項を、その代理人に行わせることができる。

#### 第2章～第4章 (略)

#### 第4章の2 特別加入

##### (特別加入者の範囲)

**第46条の16** 法第33条第一号の厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業の事業主は、常時300人（金融業若しくは保険業、不動産業又は小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については100人）以下の労働者を使用する事業主とする。

**第46条の17** 法第33条第三号の厚生労働省令で定める種類の事業は、次のとおりとする。

一 自動車を使用して行う旅客若しくは貨物の運送の事業又は原動機付自転車若しくは自転

車を使用して行う貨物の運送の事業

二 土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業

三 漁船による水産動植物の採捕の事業（七に掲げる事業を除く。）

四 林業の事業

五 医薬品の配置販売の事業

六 再生利用の目的となる廃棄物等の収集、運搬、選別、解体等の事業

七 船員法第1条に規定する船員が行う事業

八 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条に規定する柔道整復師が行う事業

九 高年齢者の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第10条の2第2項に規定する創業支援等措置に基づき、同項第1号に規定する委託契約その他の契約に基づいて高年齢者が新たに開始する事業又は同項第2号に規定する社会貢献事業に係る委託契約その他の契約に基づいて高年齢者が行う事業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの

十 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）に基づくあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師が行う事業

十一 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）第2条に規定する歯科技工士が行う事業

十二 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）第二条第一項に規定する特定受託事業者（以下「特定受託事業者」という。）が同条第五項に規定する業務委託事業者（以下単に「業務委託事業者」という。）から同条第三項に規定する業務委託を受けて行う事業（以下「特定受託事業」という。）又は特定受託事業者が業務委託事業者以外の者から委託を受けて行う特定受託事業と同種の事業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの

**第46条の18** 法第33条第5号の厚生労働省令で定める種類の作業は、次のとおりとする。

一 農業（畜産及び養蚕の事業を含む。）における次に掲げる作業

イ 厚生労働大臣が定める規模の事業場における土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取又は家畜（家きん及びみつばちを含む。）若しくは蚕の飼育の作業であつて、次のいずれかに該当するもの

（1）動力により駆動される機械を使用する作業

（2）高さが二メートル以上の箇所における作業

（3）労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第六第七号に掲げる酸素欠乏危険場所における作業

（4）農薬の散布の作業

（5）牛、馬又は豚に接触し、又は接触するおそれのある作業

ロ 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業であつて、厚生労働大臣が定める種類の機械を使用するもの

二 国又は地方公共団体が実施する訓練として行われる作業のうち次に掲げるもの

イ 求職者を作業環境に適応させるための訓練として行われる作業

ロ 求職者の就職を容易にするために必要な技能を習得させるための職業訓練であつて事業主又は事業主の団体に委託されるもの（厚生労働大臣が定めるものに限る。）として行われる作業

三 家内労働法（昭和45年法律第60号）第2条第2項の家内労働者又は同条第4項の補助者が行う作業のうち次に掲げるもの

イ プレス機械、型付け機、型打ち機、シヤー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工の作業

ロ 研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研ま又は溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼きもどしの作業であつて、金属製洋食器、刃物、バルブ又はコックの製造又は加工に係るもの

ハ 労働安全衛生法施行令 別表第六の2に掲げる有機溶剤若しくは有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）第1条第1項第二号の有機溶剤含有物又は特定化学物

- 質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）第 2 条第 1 項第三号の 3 の特別有機溶剤等を用いて行う作業であつて、化学物質製、皮製若しくは布製の履物、靴、袋物、服装用ベルト、グラブ若しくはミット又は木製若しくは合成樹脂製の漆器の製造又は加工に係るもの
- ニ じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）第 2 条第 1 項第三号の粉じん作業又は労働安全衛生法施行令別表第四第 6 号の鉛化合物（以下「鉛化合物」という。）を含有する釉薬を用いて行う施釉若しくは鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業若しくは当該施釉若しくは絵付けを行った物の焼成の作業であつて陶磁器の製造に係るもの
- ホ 動力により駆動される合糸機、撚糸機又は織機を使用して行う作業
- ヘ 木工機械を使用して行う作業であつて、仏壇又は木製若しくは竹製の食器の製造又は加工に係るもの
- 四 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合する労働組合その他これに準ずるものであつて厚生労働大臣が定めるもの（常時労働者を使用するものを除く。以下この号において「労働組合等」という。）の常勤の役員が行う集会の運営、団体交渉その他の当該労働組合等の活動に係る作業であつて、当該労働組合等の事務所、事業場、集会場又は道路、公園その他の公共の用に供する施設におけるもの（当該作業に必要な移動を含む。）
- 五 日常生活を円滑に営むことができるようにするための必要な援助として行われる作業であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 4 年法律第 63 号）第 2 条第 1 項に規定する介護関係業務に係る作業であつて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るもの
- ロ 炊事、洗濯、掃除、買物、児童の日常生活上の世話及び必要な保護その他家庭において日常生活を営むのに必要な行為
- 六 放送番組（広告放送を含む。）、映画、寄席、

- 劇場等における音楽、演芸、その他の芸能の提供の作業又はその演出若しくは企画の作業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの
- 七 アニメーションの制作の作業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの
- 八 情報処理システム（ネットワークシステム、データベースシステム及びエンベデッドシステムを含む。）の設計、開発（プロジェクト管理を含む。）、管理、監査、セキュリティ管理若しくは情報処理システムに係る業務の一体的な企画又はソフトウェア若しくはウェブページ的设计、開発（プロジェクト管理を含む。）、管理、監査、セキュリティ管理、デザイン若しくはソフトウェア若しくはウェブページに係る業務の一体的な企画その他の情報処理に係る作業であつて、厚生労働省労働基準局長が定めるもの

第 46 条の 19 ～ 第 46 条の 27 （略）

## 第 5 章 雑則

第 47 条～第 50 条 （略）

### （書類の保存義務）

第 51 条 労災保険に係る保険関係が成立し、若しくは成立していた事業の事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体は、労災保険に関する書類（徴収法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則による書類を除く。）を、その完結の日から 3 年間保存しなければならない。

第 51 条の 2 ～ 第 54 条 （略）

（以下省略）

**失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令**

第 1 条～第 12 条の 2 （略）

### （管轄の特例等に関する暫定措置）

第 13 条 労働保険事務組合が都道府県労働局長に対して行う徴収法施行規則附則第 2 条第 1 項及び第 3 条第 1 項（雇用保険法の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令（昭和 50 年労働省令第 6 号。次条において「雇用保険整備省令」という。）第 19 条第 10 項におい

て準用する場合を含む。)の規定による申請書の提出は、徴収法施行規則第 69 条の規定にかかわらず、当分の間、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長に対して行うことができる。

2 労働保険事務組合が都道府県労働局長に対して行う徴収法施行規則第 64 条第一項及び第 2 項の規定による届書の提出は、徴収法施行規則第 78 条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、事業場の所在地を管轄する公共職業安定所長を経由して行うことができる。

3 労働保険事務組合が公共職業安定所長に対して行う徴収法第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出、徴収法施行規則第 5 条第 2 項の届書の提出及び徴収法施行規則第 73 条第 2 項の規定による届出は、徴収法施行規則第 69 条の規定にかかわらず、当分の間、事業場の所在地を管轄する公共職業安定所長に対して行うことができる。

(以下省略)